

第10章 環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置

事後調査計画の検討に当たっては、以下に示す考え方を基本とした。

- (1) 事後調査の必要性等の検討に当たっては、「予測の不確実性の程度」、「環境保全措置の効果の程度」を勘案する。
- (2) 事後調査項目、手法の選定に当たっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とする。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査手法を選定するものとする。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合又は予測された場合には、関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本準備書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設（発生土置き場等）に関する環境保全措置については、その効果を事後調査により確認する。

10-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査を行うこととした理由を、表 10-1-1 に示す。

10-2 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1 に示す。

10-3 事後調査の結果の公表方法

調査結果の公表は、原則として事業者が行うものとするが、公表時期・方法等については調査の進捗に応じて関係機関と協議の上決定する。

10-4 調査の実施者

調査の実施者：東海旅客鉄道株式会社

表 10-1-1(1) 事後調査の項目

環境影響評価項目		事後調査時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	調査内容		
環境要素の区分				項目	手法	
動物	動物	工事の実施、鉄道施設の存在	工事中及び工事後の繁殖期	重要な種の生息地の全体又は一部を回避等の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施するものとする。	希少猛禽類の生息状況調査 (オオタカ)	定点観察法

表 10-1-1(2) 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設（発生土置き場）に関する事後調査の項目

環境影響評価項目		事後調査時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	調査内容		
環境要素の区分				項目	手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	(工事の実施) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置	工事中及び工事後	保全対象種について、環境保全措置の効果に不確実性がある場合、事後調査を実施する。	保全対象種の工事中の生息状況等の確認 保全対象種の工事後の生息状況等の確認	目視等による確認
植物	重要な種及び群落	(工事の実施) ・切土工等又は既存の工作物の除去 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置	対象種の生活史及び生育特性等に 応じて設定	移植、播種等を施した保全対象種の環境保全措置の効果に不確実性がある場合、事後調査を実施する。	対象種の生育状況の確認	現地調査による確認
生態系	地域を特徴づける生態系	(工事の実施) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・工事施工ヤード及び工事用道路の設置	工事中及び工事後	保全対象種について、環境保全措置の効果に不確実性がある場合、事後調査を実施する。	保全対象種の工事中の生息状況等の確認 保全対象種の工事後の生息状況等の確認	目視等による確認